

歯学部振替枠の見直しについて

歯学部振替枠を要件とした臨時定員設置についての経緯

医療従事者の需給に関する検討会
第37回 医師需給分科会

資料3

令和3年3月4日

平成22年度からの歯学部振替枠を要件とした臨時定員増に係る方針

「**経済財政改革の基本方針2009**」（平成21年6月23日閣議決定）を踏まえ、地域の医師確保等に早急に対応するための臨時定員増の一環として、歯学部入学定員の削減を行う大学に対し、臨時定員の増加を決定。

「地域の医師確保等の観点からの医学部入学定員の増加について」（21文科高第6323号 平成21年7月17日）

- 医・歯学部を併せ有する大学については、**歯学部入学定員を減員する場合**、当該減員数の範囲内で**一定割合の医学部定員の増加**（1大学につき10名以内）を認める。
- 増員期間は10年間（平成31年度まで）**とし、平成32年度以降の取扱いについては、当該時点における医師養成数の将来見通しや定着状況を踏まえて判断する。

「**経済財政運営と改革の基本方針2018**」（平成30年6月15日閣議決定）

2020年度、2021年度については、2019年度の医学部定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、暫定的に現状の医学部定員を概ね維持する。2022年度以降については、定期的に医師需給推計を行った上で、働き方改革や医師偏在の状況等に配慮しつつ、将来的な医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。

「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について」（元文科高第391号 医政医発0902第3号 令和元年9月2日）

- 医・歯学部を併せ有する大学については、**平成31年度までに歯学部入学定員を減員することにより臨時的な定員増の許可を受けた各大学から、認可を受けた臨時的な定員数を上限として、再度の増員申請を認める。**
- 増員期間は2年間（令和3年度まで）**とする。
※第35回医師需給分科会での議論を踏まえ、令和4年度まで延長。

(参考)歯学部振替枠を要件とした臨時定員数の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R1	R2
歯学部振替枠	30	42	42	44	44	44	44	44	44	44	44	44

令和5年度以降の歯学部振替枠設定等の考え方について

第37回医師需給分科会でいただいた主なご意見

- 歯学部を持っている大学にしかできず不公平であるため、継続する理由がないのであれば一度見直すべき。
- 歯科振替枠は都道府県にとっては無関係の一般入試枠の定員が増えただけで、地域定着にも貢献しないため、見直すべき。
- 歯科医師の養成数の議論と連携を図る必要はあるが、医学部の臨時定員とは別に検討すべき。

歯学部振替枠という枠組みは、歯科医師の養成数を抑制するとともに、全体の医師不足の解消を目的として導入されたものであるが、現状、医師養成数全体は増加している一方で、地域・診療科偏在の是正が大きな課題となっている。

同枠組みに期待された役割は一定程度果たされたことから、当該枠組みを廃止するとともに、将来の需給も踏まえた上で、地域医療や社会におけるニーズへの対応の在り方についても検討してはどうか。